

新旧対象表

変更後	変更前
<p><b>宗像市</b>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画</p> <p>1 促進計画の区域 (略)</p> <p>2 促進計画の目標 (略)</p> <p>3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項 (略)</p> <p>4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域 (略)</p> <p>5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項</p> <p>1 地域の推進体制 (略)</p> <p>2 法第3条第3項第2号に掲げる事業について</p> <p>(1) 対象農用地の基準</p> <p>ア 対象地域及び対象農用地の指定</p> <p>交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの対象地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域<b>及び地域計画の区域内</b>の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、その一部を対象とすることができる。</p>	<p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画</p> <p>1 促進計画の区域 (略)</p> <p>2 促進計画の目標 (略)</p> <p>3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項 (略)</p> <p>4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域 (略)</p> <p>5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項</p> <p>1 地域の推進体制 (略)</p> <p>2 法第3条第3項第2号に掲げる事業について</p> <p>(1) 対象農用地の基準</p> <p>ア 対象地域及び対象農用地の指定</p> <p>交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの対象地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、その一部を対象とすることができる。</p>

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(ア) 対象地域

a 特定農山村法指定地域

b 福岡県知事が地域の実情に応じて指定する地域

(イ) 対象農用地

a 勾配が田 1/20 以上、畑及び草地 15 度以上である農用地（以下「急傾斜農用地」という。）

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 自然条件により小区画・不整形な田

c 次の(a)又は(b)の基準を満たす農用地であって、市長の判断によるもの

(a) 勾配が田 1/100 以上 1/20 未満、畑及び草地 8 度以上 15 度未満である農用地（以下「緩傾斜農用地」という。）

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(ア) 対象地域

a 特定農山村法指定地域

b 福岡県知事が地域の実情に応じて特定農山村法により指定した地域

(イ) 対象農用地

a 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑及び草地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 自然条件により小区画・不整形な田

c 市長の判断によるもの

(a) 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑及び草地 8 度以上 15 度未満

i 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合。ただし、急傾斜農用地と同一の集落協定内とする。

ii 緩傾斜という条件に次のいずれかが加わる場合

(b) 急傾斜農用地及び緩傾斜農用地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑 15%以上の農地

d 福岡県知事が定める基準（以下「特認基準」という。）に該当する農用地

(2) 対象者 (略)

(3) その他 (略)

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%、畑 10%の場合。

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

(b) 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農用地及び緩傾斜農用地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑 15%以上の農地

(3) 対象者 (略)

(4) その他 (略)